

# うるま市 下水道課からのお知らせ

## 合併処理浄化槽設置補助金制度について

河川の水質向上を図るために有効な「合併処理浄化槽」の設置費用に対する補助を行っています。

**【対象数】 13基（5人槽のみ）** **【補助限度額】 50万円**

**【事前申込期間】 4月1日（月）～5月31日（金）**

※事前申込数が対象数を超えた場合は抽選を行います  
(事前申込期間終了後、対象数に達しない場合は先着順で受け付けを行います)。

### 【対象地域】

- ・公共下水道事業計画区域外の地域
- ・公共下水道事業計画区域内で、7年以上下水道の整備が見込まれない地域

### 【補助金対象者】

・補助決定から当該年度の2月末日までに設置工事を完了し実績報告の提出ができる方が対象です。

《次の場合は補助対象外となります》

- ①浄化槽法、建築基準法等の関連している法令に違反している場合
- ②土地、住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ③市税を滞納している者
- ④補助金交付の申請および決定前に合併処理浄化槽の設置工事に着手した者
- ⑤販売の目的で住宅を建築する者

詳しくは市ホームページをご覧ください。右記 QR コードからご確認ください。



**【申込先 / お問い合わせ】** 下水道課 排水設備係（水道庁舎内） ☎ 973-7977

## 公共下水道接続工事の補助金制度のご案内

公共下水道接続により、快適な生活環境の確保・公共用水域の水質汚濁防止及び浄化の促進を目的とし、排水設備工事〔新築工事や農業集落排水事業（津堅島）を除く〕を行う者に対し、補助金を交付します。

受付は4月1日からとし、工事が当該年度の1月末日までに終了するものが対象となります（ただし予算に達し次第終了いたします）。

### 【補助金対象者】

- ①公共下水道へ接続できる区域内、建物の所有者または住居者、もしくは土地の所有者
- ②国、県または市の同様な制度による補助を受けていない者
- ③市税を滞納していないこと（完納証明書）

合併処理浄化槽から  
下水道切替工事を行う場合

**工事費最大で 5万円**

単独処理浄化槽またはくみ取り式便所から  
下水道切替工事を行う場合

**工事費最大で 10万円**

**注意!! 下水道接続工事は、指定工事店でなければできません。**

下水道排水設備指定工事店一覧は市ホームページで公開しています。  
右記の QR コードからご確認ください。



**【申込先 / お問い合わせ】** 下水道課 排水設備係（水道庁舎内） ☎ 973-7977



## 国民健康保険課からのお知らせ

こんなときには国保課に**届出が必要**です!!

	こんなとき	必要なもの
国保に加入する	うるま市に転入してきたとき	身分証
	職場の健康保険をやめたとき（退職したとき） 家族の扶養はずれたとき	身分証、社会保険資格喪失証明書
	子どもが生まれたとき	身分証、印かん、保険証、分娩費用明細書、世帯主の通帳（※直接支払制度を利用していない方はお問い合わせください）
	生活保護を受けなくなったとき	身分証、保護廃止決定通知書
	外国人で入国したとき（短期滞在者を除く）	在留カードまたはパスポート
国保をやめる	うるま市から転出するとき	保険証、身分証、印かん
	職場の健康保険に入ったとき（就職したとき） 家族の扶養になったとき	保険証、職場の健康保険証、または加入したことを証明するもの
	亡くなったとき	保険証、身分証、喪主の印かん、喪主の通帳
	生活保護を受けたとき	保険証、身分証、保護開始決定通知書
	外国人で出国するとき（短期滞在者を除く）	保険証、在留カードまたはパスポート
その他	転居、世帯主、氏名等が変わったとき	保険証、身分証
	保険証を紛失したとき	身分証
	保険証が汚損・破損したとき	保険証、身分証
	修学や施設入所のため、他市町村に住むとき	保険証、身分証、在学・在園証明書等

- 別世帯の方が窓口に来る場合は、委任状が必要です
- 各出張所でも、上記の手続きが行えます
- 平日の毎週木曜日は国民健康保険課本庁窓口のみ、**夜8時まで受付**しています
- 届出には個人番号（マイナンバー）の記入が必要です



### 《 国保に加入する届出が遅れると 》

届出が遅れている間の医療費はやむを得ない理由がない限り、全額自己負担になります。届出をした日からではなく、加入資格を得た時点までさかのぼって保険税を納めます。

### 《 国保をやめる届出が遅れると 》

国保の資格がなくなっているのに届出が遅れると、保険証が手元にあるので、それを使って診療をうけてしまう場合があります。このようなときは、国保で負担した医療費はあとで返していただくことになります。

### 《 国保税は期限内に納めましょう 》

保険税は、医療費にあてられる国保の大切な財源です。必ず期限内に納めましょう。納付が難しいときは本庁窓口へご相談ください。

**【お問合せ先】 国民健康保険 ☎973-3202**